

令和 7 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 2 5 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）午前 1 0 時開会

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 尾鷲市市税条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |

日程第 1 6	議案第 1 6 号	尾鷲市消防団条例の一部改正について
日程第 1 7	議案第 1 7 号	尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 1 8 号	尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 1 9 号	尾鷲市立幼稚園条例の廃止について
日程第 2 0	議案第 2 0 号	尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止について
日程第 2 1	議案第 2 1 号	令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の議決について
日程第 2 2	議案第 2 2 号	令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
日程第 2 3	議案第 2 3 号	令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
日程第 2 4	議案第 2 4 号	令和 7 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
日程第 2 5	議案第 2 5 号	令和 7 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
日程第 2 6	議案第 2 6 号	令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決について
日程第 2 7	議案第 2 7 号	令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について
日程第 2 8	議案第 2 8 号	令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について
日程第 2 9	議案第 2 9 号	令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
日程第 3 0	議案第 3 0 号	令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
日程第 3 1	議案第 3 1 号	第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について
日程第 3 2	議案第 3 2 号	尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
日程第 3 3	議案第 3 3 号	尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
日程第 3 4	議案第 3 4 号	尾鷲市道路線の認定について

日程第 3 5 議案第 3 5 号 尾鷲市道路線の変更について

(提案説明、審議留保)

日程第 3 6 議案第 3 6 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について

日程第 3 7 議案第 3 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 3 8 議案第 3 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 3 9 議案第 3 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 0 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 4 1 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（8名）

1 番	南	靖久	議員	2 番	小川	公明	議員
3 番	濱中	佳芳子	議員	4 番	西川	守哉	議員
6 番	中村	文子	議員	7 番	岩澤	宣之	議員
8 番	中村	レイ	議員	10 番	仲	明	議員

○欠席議員（1名）

5 番 村田 幸隆 議員

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副市	長	下村	新吾	君
会計管理者兼会計課長		野地	敬史	君
政策調整課長		三鬼	望	君
政策調整課調整監		後藤	健太郎	君
政策調整課調整監		西村	美克	君
総務課長		森本	眞明	君
財政課長		岩本	功	君
防災危機管理課長		大和	秀成	君

税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
福 祉 保 健 課 参 事	世 古 基 次 君
環 境 課 長	平 山 始 君
商 工 観 光 課 長	濱 田 一 多 朗 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 参 事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
建 設 課 参 事	上 村 元 樹 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	竹 平 專 作 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	田 中 利 保 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	柳 田 幸 嗣 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 代 理 課 長 補 佐 兼 生 涯 学 習 係 長	丸 田 智 則 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	渡 邊 史 次 君
監 査 委 員	民 部 俊 治 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱 野 敏 明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	樺 田 朋 実

〔開会 午前 9時57分〕

議長（南靖久議員） 改めましておはようございます。

これより令和7年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、令和7年第1回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第3号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」をはじめとする議案37件と、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を提出させていただきました。

何とぞよろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番、中村文子議員、7番、岩澤宣之議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月18日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日ま

での２２日間と決定いたしました。

次に、日程第３、議案第３号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第３５、議案第３５号「尾鷲市道路線の変更について」までの計３３議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました３３議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和７年第１回定例会の開会に当たりまして、この場をお借りいたしまして、議員の皆様、市民の皆様に、来る６月８日に執行される市長選挙に出馬することを正式に表明させていただきます。

本市では、少子高齢化に伴い人口減少が抑えられる、また、高齢者人口の大幅な増加により超高齢化社会に突入している中、様々な課題が山積しております。市長就任から７年７か月が経過し、財政状況の厳しさを痛感しながらも、尾鷲再生を実現するため、力の限り励み、努力してまいりました。

そうした中、財政の危機的状況からは、あらゆる策を講じたことでその成果が表れ、何とか危機を乗り越えることができました。また、まちの活性化、市民生活の向上については、市政運営の両輪であり、数々の計画を策定し、いよいよ具体的に動き出しているところでございます。

しかし、今、計画中の全ての事業の完成を見るには、まだ３年余りの年月がかかります。私は、その事業が芽を出し、花を咲かせ、大きな実を結ぶよう、引き続き全身全霊を傾け、市政運営に当たってまいっている覚悟であります。

具体的な政策課題の対応につきましては、まず第１に、まちの活性化についてであります。新しい人の流れをつくり出し、雇用機会の創出を図り、産業の振興と交流人口の向上など、具体的な施策を実施し、地域の活性化を推進してまいりました。特に、懸案事項である中部電力跡地を活用した大型製材工場の誘致、陸上養殖工場の誘致、そして硬式野球場を中心としたスポーツ振興ゾーンの開設など、これら大型事業を完成させることは、市長としての責務であり、覚悟を持ってやり遂げなければならないと決断しております。

２番目は、地域医療体制の確保についてであります。医業収益が悪化の途にある中、財政状況が大変厳しい状況にある尾鷲総合病院の健全な維持体制を構築し、誰もが安心して暮らせるよう、具体策を打ち出し、実行してまいります。

3 番目は、財政の健全化についてであります。本市の財政状況はここ数年で、財政調整基金、地方債残高等、一定の改善が進み、比較的健全な状態にあると判断しております。しかし、今後、大型事業への投資や人件費、物価等の高騰に伴い、予断が許されない状況です。引き続き、本市の重要な財源であるふるさと納税事業をさらに拡大するとともに、行政組織の構造改革、財政運営の見直し、職員の意識改革など、さらに踏み込んだ取組を行ってまいります。

そして、本市では、「子どもは地域の宝もの、育てる守るは地域の役目」と提唱している中、特に教育環境のハード、ソフト両面からの整備と、精神的、経済的に不安を抱える子育て世帯に対し、その支援体制をさらに充実してまいります。特に高校生までの医療費の無償化、中学生までの給食費完全無償化の継続、体育文化会館と中央公民館の改修事業においては、図書館の拡充、子供の居場所の新設など、子供を視点とした取組を実施してまいります。

また、高齢者対策については、地域包括ケアシステムをさらに深掘りし、穏やかな暮らしができる優しいまちづくりをより具体的に推進してまいります。

そして、災害に強いまちづくりについては、防災減災対策を徹底し、防災訓練の強化、避難タワーの設置、避難所マニュアルの浸透など、ハード、ソフト面とともに充実させます。

私は、令和4年度に策定した尾鷲市総合計画を軸に、より具体的に掘り下げ、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち」をスローガンに、市民の皆様の声に耳を傾け、分かりやすく具体的に政策を実現してまいります。特に現計画の中で、大型事業が完成する令和7年から令和10年までを、最も重要な期間であると確信しております。尾鷲再生を実現するため、時間軸を定め、スピード感を持って、より積極果敢に取り組んでまいりる決意でございます。

それでは、令和7年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位の深い御理解を賜いますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別の御協力を賜いますようお願い申し上げます。

本市では、令和4年度からスタートした第7次尾鷲市総合計画の下、政策分野全般を横断し、本市を取り巻く様々な課題に対応した施策を総合的かつ一体的に進め、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けて尽力しているところであります。

一方で、全国的に深刻化している人口減少や物価高騰などの影響により、本市

を取り巻く社会経済環境は大変厳しい状況であると言わざるを得ません。

本年は、この現況を乗り越えるため、国市浜公園整備や企業誘致など、起爆剤となる大型事業を力強く推し進めるとともに、これまで積み重ねてきた各施策一つ一つについてブラッシュアップを図ってまいります。

そして、その成果を本市のさらなるステップアップへとつなげられるよう、全市一丸となり、さらには市民の皆様と共に、「チーム尾鷲」となって邁進していく所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、個々の案件につきまして、その取組内容を説明いたします。

まず、尾鷲市市制施行70周年記念事業についてであります。

本年度におきましては、市制施行70周年及び熊野古道世界遺産登録20周年を記念した様々な事業を展開してまいりました。

昨年6月30日には、市制施行70周年記念式典を盛大に挙行し、また、周年記念事業につきましては、おわせ港まつりをはじめ、本市が誇る四大イベントを拡大して開催し、また、様々な分野で数多くの記念イベントを開催したところがあります。とりわけ、皆様の記憶に新しく、周年記念のフィナーレを飾りました「NHKのど自慢」においては、市内外から多くの方が来訪し、大いに盛り上げることができ、皆様の思い出に残る一日になったこと、心よりうれしく思っております。

こうした取組を通じて、本市の魅力を全国へ発信することで、より一層の集客交流が促進され、本市が掲げる関係人口の拡大につながっているものと確信しております。改めて、各実行委員会やボランティアスタッフをはじめとした関係者の皆様に敬意を表し、この場をお借りし、深く感謝申し上げます。

次に、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

中部電力、尾鷲商工会議所との連携、協力により進めております、「おわせSEAモデル構想」につきましては、平成30年8月のおわせSEAモデル協議会の設立から6年が経過し、令和元年5月から開始された中部電力尾鷲三田火力発電所の撤去工事も、残る揚油栈橋の撤去工事が本年9月末に完了する予定と聞いております。

また、発電所跡地においては、現在建設中の国市浜公園野球場につきましては、新年度中の完成を目指し、工事を進めております。国市浜公園野球場は、野球での利用のみならず、スポーツ振興ゾーンを拠点とする新しい人の流れの創出に向け、スポーツを通じた集客交流人口の拡大や地域活性化につなげてまいります。

次に、大型製材工場の誘致につきましては、現在、事業者が事業計画をつくるための検討を重ねている状況であり、着実に進めていただいております。

事業計画の作成に当たりましては、工場稼働に必要な一定量の原木を、尾鷲地域以外の県内外から調達を求めている状況であるとの報告を受けております。このため、県内各地域の林業を支える原木市場や森林組合をはじめとする素材生産者、県市町の行政関係者等の協力を得ながら、協議、調整を行う協議会が立ち上げられ、大型製材工場への原木供給に向けた協議が積極的に進められている状況と把握しております。

本市としましても、これらの協議の場に職員を参加させ、情報収集に当たらせております。そして、私自らも事業者のトップと面談し、本市への誘致を要請するとともに、地元選出の国会議員、三重県知事、林野庁の幹部などへ説明を行い、特に知事からは最大限の支援を約束いただいております。誘致実現に向けた協力を各方面をお願いしているところであります。

大型製材工場の誘致は、産業の振興による雇用の創出とともに、重要港湾である尾鷲港の新たな利活用による整備促進、さらには、産業振興の道としての奈良県への道路整備にも大きくつながるものであり、本市の将来を左右するものであると確信しております。

今後も、大型製材工場誘致の実現に向けて、企業側の事情も考慮しつつ、尾鷲商工会議所としっかりスクラムを組み、また、尾鷲港振興会や国県をはじめとする関係機関と連携を密にしながら、私自身もその先頭に立ち、全身全霊で取組を進めてまいります。

また、並行して進めている陸上養殖事業の誘致につきましては、おわせSEAモデル用地における事業計画の具体化を、事業者において進めていただいております。

具体的には、昨年10月に、事業者から事業計画のプレゼンテーションを受け、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地のうち、燃料第1ヤードでの陸上養殖事業を実施したい旨の意向をいただいております。そして、12月には、事業者と私とで再度協議を行い、陸上養殖事業の実現に向け、事業者に寄り添いながら協力体制を継続することを確認しており、今後も、誘致実現に向け、スピード感を持って積極的に取り組んでまいります。

こういった取組を推し進め、発電所跡地への企業誘致を一刻も早く実現し、さらにはその先の港湾振興、奈良県への産業道路構想へとつなげていくことで、1

0年先20年先、市民の皆様が自分のまちに誇りと希望を持ち、尾鷲に住んでよかったと思ってもらえるよう、私自身も率先して取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援の充実についてであります。

本市の子ども・子育て支援施策の指針となる「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」は、本年度で計画期間が終了することから、新年度から期間を5か年とする第3期計画を策定し、本定例会に議案上程いたしております。

次期計画では、「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」を目指し、引き続き妊娠期からの切れ目のない子育てと家庭への支援を実施する、子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

特に、子供への支援を全面に打ち出した「こどもの未来を育むまちづくり」を充実させ、本市の子ども・子育て支援をさらに向上させてまいります。

具体的には、子育て支援体制の強化として、これまで妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなど切れ目のない支援を行ってきた母子保健部局による「子育て世代包括支援センターはっぴい」と、18歳までの児童とその家庭への子育て支援制度の紹介やサービスの提供、そして、多様な課題に係る相談支援を行ってきた児童福祉部局における「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、新たにこども家庭センターとすることで、母子保健、児童福祉の支援を一体的かつ迅速に提供する体制を整えてまいります。

母子保健の取組では、新たに妊婦等包括相談支援事業が創設されることに伴い、出産前における妊婦や家族との面談の充実を図り、より早期からの必要な情報提供やニーズに応じた支援につなげます。

不妊治療費等の助成についても、妊娠を望む御夫婦の気持ちに一層寄り添い、経済的負担を軽減するため、市単独の助成内容を拡大し、一般不妊治療と特定不妊治療、そのどちらも希望する人が受けやすい体制を整えてまいります。

また、子育て支援の取組では、子供の居場所づくりの強化を図ります。

国の補助金を有効に活用し、輪内地域においては、コミュニティーセンターを核とした放課後の子供の居場所づくりに取り組むとともに、子育て支援に取り組む様々な民間の活動を支援する形で、地域における子供や子育て家庭の安全で安心な居場所の充実を図ってまいります。

さらに、県のみえ子ども・子育て応援総合補助金を積極的に活用し、既存の子

育て支援事業を拡充するとともに、新たな支援策を実施し、放課後児童クラブにおける学校の夏休み期間中などでの昼食の配食支援や、発達気になる子供への支援の包括的な強化等を進めてまいります。

次に、とちのもり保育園の開園についてであります。

いよいよ4月から、尾鷲市立とちのもり保育園が開園いたします。長年にわたり輪内地区の保育を担ってきた南輪内保育園の役割を引き継ぎ、地域唯一の未就学児のための教育・保育施設として、尾鷲市立賀田小学校内で運営を開始いたします。

地域における保育を確保することは、子育て家庭において子育てと仕事の両立を図る、極めて重要な施策であります。乳幼児期から日常的に小学校に通い、小学生児童らと触れ合う機会を通じて、園児らにおいても自然と学校を身近に感じられるようになり、保育園と小学校との環境の変化に適應できないことで生じる、いわゆる「小1プロブレム」の解消につながるほか、子供たちの個々の特性を早期に把握することができ、よりよい教育支援につなげることが可能となります。

また、5歳児から小学1年生にかけての期間は、子供の生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるかけ橋期として、教育上も重要な時期であることから、小学校内で保育を行うメリットを最大限に生かし、保小連携の強化をしっかりと図るとともに、さらには、輪内中学校とも近接している立地を生かし、保小中までの連携強化を図り、地域における未就学児から中学校までの一貫した教育環境の維持を図ってまいります。

私は、将来的には、保小中一貫教育制度の設立を視野に入れながら、取り組んでまいりたいと考えております。

開園に当たり、現在のところ、乳児8人、幼児5人の13人を受け入れ、園長以下、保育士5名体制で開園に臨む予定であります。地域の自然や文化などの特色を生かした保育や他園との交流、小学校との合同行事などを積極的に行うなど、園児たちへのよりよい機会の提供に努め、子供も保護者もとちのもり保育園でよかったと心から満足いただける運営を図ってまいります。

次に、尾鷲総合病院についてであります。

尾鷲総合病院は、東紀州地域の中核病院として、長年にわたり医療圏の尾鷲市と紀北町の住民の生命と健康を支えてきており、24時間365日の二次救急医療の受入れ態勢を整え、急性期の一般病床を有しながら、県内では松阪市より南で唯一の分娩できる病院であり、さらに透析療法を行える病院であります。

また、紀北地区唯一の公立病院として、新興感染症への対応など地域の医療の中心的役割を担い、さらには、高齢化が進展しているこの地域において、回復期病棟の地域包括ケア病棟を利用し、療養や急性期での治療を受けて、症状が安定した患者様が安心して自宅や施設に戻れるよう支援を行うとともに、地域の医療機関、介護施設などと相互に連携、調整を行う地域包括ケアシステムの重要な役割を担っております。

一方、全国的な人口減少問題や新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数は減少傾向にあり、コロナ禍が明けた現在も以前の水準に回復することなく、当院の経営状況は大変厳しいものとなってきております。また、高齢化の進展により、患者の疾患内容も変化してきており、それに伴い、医療に求められる提供体制も変化を求められております。

そのような中、令和6年3月に策定した経営強化プランに基づき、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を整え、医療圏人口に見合った病床数や入院患者等の動向による施設基準の要件に迅速に対応することで、効率的な診療報酬の増加を図るとともに、新規の医療機器の更新や施設設備の投資などを抑制し、非常に厳しい現状の中で、収支バランスを考えた病院経営に取り組んでおります。

私は、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現のためには、尾鷲総合病院は本市になくてはならない存在だと、これまで幾度となく述べてまいりました。当院の維持、存続に必要となる、救急医療を中心とした医療提供体制を堅持していくためには、医師、看護師等の医療人材の確保は当然のことながら、財政状況が大変厳しい状況にある中、経営基盤の強化を図ることは喫緊の課題であると認識しております。

このことを十分踏まえ、私と病院長がその先頭に立ち、職員全員が一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者施策の指針となる尾鷲市高齢者保健福祉計画の基本理念である「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、関係機関等と連携しながら、各事業を推進しているところであります。

本市の現状としましては、昨年末現在で高齢化率が46%を超え、今後も、人口減少とともに、高齢化率の上昇により、独り暮らしなど、身近に頼る方のいない高齢者や認知症の高齢者の増加が見込まれます。このことから、これまで同居

家族が担ってきた見守りや外出支援などの生活支援の必要性がますます高まってまいります。

まず、地域の力で支え、異変に早期に気づき、命を守る仕組みである見守りにつきましては、高齢者が安心して在宅生活を継続していく上での基盤となる重要な活動です。

本市としましては、緊急通報装置の貸与や食の自立支援など、高齢者の状況に応じた多様な方法での見守り事業を継続するとともに、市が中心となり、地域住民の皆様や民間事業者をはじめ、地域包括支援センターなどの様々な関係機関との連携を深めることで、より地域ぐるみで見守りができる体制を築き、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、包括的な取組を進めてまいります。

次に、生活支援につきましては、本市はこれまでも、生活支援体制整備事業を委託している尾鷲市社会福祉協議会とともに、住民の皆様と様々な協議を重ねながら、その仕組みづくりを進めてまいりました。その結果、ボランティア養成講座等を通じて、住民同士の助け合いの仕組みが生まれ、現在、買物やごみ出しなどを中心とした生活支援の輪が市内各地域で広がりつつあります。

それとともに、センター管内の地区を対象とした買物支援バスの運行や認知症カフェの運営についても、住民ボランティアの皆様の協力を得ながら進めているところであります。

また、定年などを機に、新たな人間関係を築くことが苦手な男性高齢者の社会参画を促すため、その対策の一つとして、男性が参加しやすい内容に特化した通いの場づくりを新年度より実施していきます。

今後も、こうした地域での住民同士の支え合いの活動を促進するとともに、民間事業者との協働を踏まえ、介護予防教室をはじめとする高齢者の通いの場の充実や認知症施策などを推進し、地域医療と介護の連携体制の強化などと併せて、高齢者の在宅生活を支える体制の強化を図り、本市にふさわしい地域包括ケアシステムをより一層深化・推進してまいります。

次に、障がい福祉の推進についてであります。

本市の障がい福祉施策につきましては、本年度より3か年計画である「第6期紀北地域障がい者福祉計画」及び「第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画」に沿って進めているところであります。

中でも、これらの計画において、長年、懸案事項でありました「児童発達支援

センター」の設置につきましては、本市と紀北町で構成する紀北圏域内である紀北町船津地内において、本年４月に開所いたします。

この児童発達支援施設は、施設での療育だけでなく、地域療育の中核的な役割を担い、保育所や学校などとの連携を図ることにより、地域で一体的な療育を実施することが可能となります。さらに、専門性の高い療育が展開されることにより、子供たちが希望する将来の選択肢が広がることにつながるものと期待しております。

また、児童発達支援施設に通所する際、新たに利用料が発生しますが、通所の妨げとならないよう、利用料の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図り、希望される方が通うことができるよう支援してまいります。

また、これまでの療育教室につきましては、新たに専門性の高い児童発達支援施設ができることから、教室の在り方については、療育を実践する場所から、発達支援の視点を取り入れた小集団での保育を行いながら、子育て相談や療育の必要性を保護者と共に考える場所として、新たな体制での親子教室へと移行することとし、様々な事情により療育教室から児童発達支援事業所に移行が難しい児童についても、療育が途切れることがないように、引き続き支援してまいります。

次に、広域ごみ処理施設整備の推進についてであります。

東紀州５市町で取り組んでおります広域ごみ処理施設整備につきましては、令和６年第２回東紀州環境施設組合議会定例会におきまして、「東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業における建設工事請負契約に係る議案」が可決され、令和６年度から令和９年度にわたる約４年間で設計・施工を行います。

現在、東紀州環境施設組合におきまして、ごみ焼却施設に係る設計が進められており、今後は、本年７月に本施設の建設工事を開始し、令和９年１０月から試運転を行い、令和１０年３月に完成する見込みであります。

引き続き東紀州環境施設組合の構成５市町が連携を密にし、令和１０年４月の稼働に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、防災対策についてであります。

令和６年元日に起こった能登半島地震から、１年以上が経過しておりますが、いまだ被災地においては、地震や豪雨による爪痕が各所に残っていることは、皆様御存じのことと思います。

今後、本市においても危惧される南海トラフ巨大地震、巨大津波などの大災害に備え、市民の生命と財産を守るため、気を緩めることなく、引き続き防災減災

対策に取り組んでまいります。本市の標語「津波は、逃げるが勝ち！」のとおり、巨大津波に対しては、迅速な避難に尽きることから、これまでに引き続き、積極的に避難訓練を推進するとともに、避難路の整備に取り組んでまいります。

また、発災時の応急対策からその後の復旧復興に至るまで、大きな力となるのが自主防災組織の皆様であり、地域防災力向上補助金や避難所運営マニュアルなどを御活用いただきながら、共に本市の防災力の向上に努めてまいります。

そして、長年の懸案事項であります津波避難タワーの整備計画については、尾鷲北エリアでは旧中京銀行尾鷲支店、尾鷲南エリアでは旧矢浜保育園への設置に向け、現在、設計業務を進めており、令和８年度中の完成を目指してまいります。この避難タワーを整備することにより、避難に時間を要する方や逃げ遅れた方が速やかに避難することが可能となるため、大変減災効果の高い事業であるものと確信しております。

また、線状降水帯による集中豪雨の発生も危惧されている中、地域の安全安心を守るためには、地域住民の最も身近な存在である自主防災会や消防団を中心として、地域における防災力を充実、強化することが極めて重要であります。

なお、地域を守る中核的な組織である消防団活動の諸施策につきましては、老朽化が進んでいる消火栓格納箱用ホースを３か年で新しくし、消防力の維持・向上に努めてまいります。

このような取組を通じて、市民の皆様一人一人が、自然災害の危険性を改めて意識していただき、災害に対する備えを整えておくことが、本市の防災力、減災力の向上につながるものと確信しております。今後においても、ソフト面・ハード面の両方の取組による防災文化の醸成を一層推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、ゼロカーボンシティの取組についてであります。

昨年１２月に開催しました、生物多様性を維持し、森林保全を目的とした尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議では、大手企業、環境省、国連大学、日本自然保護協会など、国内の主要な組織、団体が一堂に会し、本市を舞台としたネイチャーポジティブ経営について議論をしていただきました。

現在、この集まりをベースに、本市戦略パートナーである「株式会社 p a r a m i t a」とともに、企業のネイチャーポジティブ経営を本市の第１次産業の再興につなげる体制を組織化し、企業との関係性の継続、発展を目指します。

新年度には、株式会社 p a r a m i t a の仲介で６企業から頂戴した企業版ふ

るさと納税 2,799 万円と、Jークレジット先行販売収益などを合わせたゼロカーボンシティ推進基金を原資として、いよいよ企業との共同体で次の展開につながる新たな事業を行ってまいります。

具体的には、企業や日本自然保護協会、大学、専門機関と地元自然活動家や林業関係者など、多様なチームによる森林ゾーニングマップの作成に着手し、現在の市有林での Jークレジット創出のノウハウを民間所有林に波及させ、生物多様性やカーボンニュートラルに適したエリア情報を可視化させることで、企業活動誘致のデータベースとしていくことに取り組みます。また、市有林「みんなの森」の整備を継続するとともに、藻場再生事業など、海域での生物多様性を検証しつつ、再生に向け、取り組んでまいります。

さらに、新年度には、「ゼロカーボンシティ尾鷲」実現の実装組織である一般社団法人 Local Coop 尾鷲と共に、尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議を東京で開催し、より多くの企業参画を促すことなど、積極的に取り組んでまいります。

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市では、国の 2050 年までに温室効果ガス等の排出量を実質ゼロにする指針の下、令和 4 年度から、「みどりの食料システム戦略」による新たな農業振興の切り口として、有機農業産地づくり緊急対策事業に取り組んでおります。

昨年 1 月には、漁業と林業と有機農業のまちと銘打った、県内初となるオーガニックビレッジ宣言を行い、「DOHO STYLE」を取り入れた有機農業の普及や学校給食での試験提供、オーガニック市場への甘夏の試験販売など、生産、加工、流通、消費が一体となって取り組んだ結果、着実に成果が出てきております。

この環境への負荷を軽減する安全安心な農産物は、今後もさらに注目を集めるものと期待しており、新年度においては、有機栽培で育てられた尾鷲甘夏を名古屋市や東京都港区の学校給食に導入することや、オーガニックライフスタイル EXPO などの国内最大級の展示販売・商談会へ出展することにも取り組み、さらなる販路拡大を図ります。

こうした有機農業の取組に、「尾鷲市農地バンク」では、遊休農地の有効活用や有機市民農園の拡充により、市民の皆様が一人でも多く農業へ参画できるよう整備するとともに、担い手不足を逆手に取った甘夏収穫ワーケーションでの関係人口づくりなど、複層的に連動させていくことで、本市における農業の規模、面

積は小さいながらも、発信力の高いインパクトのある農業からのまちづくりにつなげてまいります。

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

現在の日本の林業は、戦後の高度経済成長期に拡大造林政策として植栽されたスギやヒノキなどの人工林が収穫期を迎えているものの、国産材の需要減少とのアンバランスが大きな課題となっており、伐採されないまま放置されている森林も目立つようになってきております。

本市の市有林事業は、良質な尾鷲材を尾鷲木材市場から流通させることで、地元林業の活性化、林齢の平準化、公益的機能の確保、維持を図ることを念頭に経営していますが、現在では、市場への流通量を確保しながら、主伐から再生林に係る赤字をいかに最小限に抑えるかという課題も加わり、非常に難しい経営を強いられているのが現状であります。

こうした中、令和3年度から取り組んでおりますカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブを手法とした第1次産業への環境価値の創出という観点で、市有林において利用間伐を主軸に、主伐からの再生林に係る経費を軽減し、赤字を抑制するとともに、J-クレジット創出によるカーボンクレジットの販売収益を見込み、間伐材による市場流通を確保していくものであります。

今後は、年間数百立方メートルほどの市有林の搬出量を、経費負担のない森林整備センター事業の採択の状況や、市有林経営としての収支のバランスも見ながら、年間2,000立方メートル以上流通させることができるよう取り組んでまいります。

一方、民間所有林につきましては、平成31年度を初年度とする森林環境譲与税を活用し、手入れが行われていない森林の整備を進めているところであります。

新年度では、これまでに所有者の意向調査などの手続を進めてきた森林を中心に、間伐、境界確認等の作業に着手し、林業経営に適した森林については、民間所有者と交渉し、意欲と能力のある林業経営者に経営をつないでいくことや、J-クレジットの創出による収益を生む仕組みを構築し、本市の林業の維持に努めてまいります。

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

近年の黒潮大蛇行の長期化、地球温暖化に伴う高水温化は、漁船漁業における沿岸資源の減少、魚類養殖における魚病リスクの増加など、大きな影響を及ぼしております。さらには、度重なる物価高騰も漁業経営を圧迫する要因の一つとな

り、漁業を取り巻く状況は厳しさを増すばかりです。

こうした状況への対応策として、従前より国における所得向上や競争力強化を図る漁業者に対して、漁船、漁具等を導入する際の支援や、物価高騰に対する価格差補填措置などの事業に対し、各市町村でかねてより実施している漁業近代化資金の利子補給や、赤潮に対する共済掛金の全額負担の継続など、国と連動して取り組んでおります。

今後、漁協、県との連携をより一層密にし、これらの事業の継続、手続支援、相談窓口など、自治体としての役割をしっかりと果たしながら、一丸となって厳しい状況を乗り越えていかなければならないと考えております。

このようなことを踏まえつつ、本市独自の漁業施策として、藻場再生やアオリイカ産卵床作り、後継者対策としての漁業体験、魚類・藻類・二枚貝養殖の振興、食育推進などについて、ゼロカーボンシティでの企業との連携も強化しつつ、さらなる推進を図っていく所存であります。

次に、市の魚に指定しているブリは、本市での魚種別漁獲量が最も多く、近年様々な魚種の水揚げが不振である中でも比較的安定した水揚量を確保している、本市にとって重要な魚であります。そのブリが、本市を含む太平洋沿岸において質量ともに充実する旬は、「春ブリ」の名のとおり、まさに今、これからです。しかし、この春ブリは、寒ブリと比較して魚価が安いのが課題であります。

本市では、これまで春ブリの身質がよいことの裏づけとなる体脂肪率を測るなどの科学的調査や、出世魚であるブリの特徴を生かして、本市の新規採用職員の入庁式や市内企業の入社式にてブリの贈呈を行い、春ブリで祝う文化の醸成を図るなどのPRに努めてまいりました。さらには、昨年は、県内の春ブリ関係者が一丸となって全国にアピールし、消費喚起するための「みえ春ぶり宣言」を行ったところ、メディアで広く取り上げられ、大きな反響をいただいているところであります。

本年も、関東・関西方面へのPRを強化するとともに、市内でも、鮮魚店、飲食店、観光施設等と連携した春ブリキャンペーンを展開し、付加価値、魚価向上につなげてまいります。

次に、商工振興についてであります。

市内経済につきましては、急速な人口減少や過疎化の影響を大きく受けており、事業承継や人材不足の問題に加え、原材料費の高騰や経費の増加など、企業業績への影響が顕著に表れ、大変厳しい状況となっております。

こうした状況の中で、地域の貴重な資源である海、山の恵みを生かした様々な地場産品の販路拡大や魅力発信、時代に即したD Xの活用の推進、地域おこし協力隊員との連携などにより、地域経済の活性化を図ってまいります。

具体的な取組といたしましては、令和4年度から取組を開始しております尾鷲商工会議所や金融機関、関係団体など、各業界から構成される尾鷲市地域経済活性化協議会において、事業者への伴走型支援による新商品の開発や、既存商品の磨き上げを実践するほか、スーパーマーケット・トレードショーなどの商談展示会への積極的な出展、地元企業の魅力発見や発信を行うことで、販路拡大につなげるとともに、その取組効果を市内事業者に広げてまいります。

また、尾鷲高等学校の協力の下、紀北町やハローワーク尾鷲など関係機関との連携を図りながら、地域にある企業の魅力発信や、将来的な地元就職につなげるための企業合同説明会を実施してまいります。

さらには、本年4月から開催の「大阪・関西万博」において、三重県ブースや多目的エリアイベントへ出展するなど、様々な機会を活用しながら、食、産品、祭りといった地域の魅力をアピールし、関係人口の増加と地域産業の活性化につなげてまいります。

次に、みえ尾鷲海洋深層水事業についてであります。

アクアステーションにおける毎月のイベント開催や、積極的な物産展や市内外でのイベントへの参加、情報発信の強化などの取組の積み重ねにより、徐々に知名度も高まってきており、新たに海洋深層水を利用していただける事業者や個人の方々も増加しております。

また、通信販売では、マリンアクアリウムでの利用だけでなく、温熱・温浴などでも御活用いただいております、SNSでの口コミにより新規利用者が増加するとともに、既存客のリピート率も高くなっております。

今後も、海洋深層水を取水している全国の市町や利用者の皆様との情報交換を行い、海洋深層水ならではの特徴を生かしながら、新たな顧客の獲得と知名度の向上に取り組んでまいります。

次に、観光振興についてであります。

コロナ禍で落ち込んだ観光客も徐々に回復傾向にありますが、本市への集客交流人口の拡大に向けて、県、東紀州地域振興公社、尾鷲観光物産協会など、関係機関との連携強化を図り、インバウンドや観光D Xの推進など、外的要因の動向にも注視しつつ、市内の魅力ある観光資源について、ウェブやSNSを活用した

情報発信をより一層強化しながら、誘客の増加へつなげてまいります。

また、みえ尾鷲海洋深層水を活用した市内唯一の温浴施設である夢古道おわせにつきましては、平成19年4月営業開始以来、初めてとなる新たな指定管理者候補団体が決定し、本定例会に指定管理者の指定の議案を上程させていただいております。

本年4月1日から、新たな指定管理者による管理運営が滞りなく開始できるよう、現指定管理者からの円滑な引継ぎを実施し、御利用いただく皆様に御不便をおかけすることなく快適な時間をお過ごしいただくことで、満足度を高め、集客力の高い施設としてまいります。

一方、「夢古道おわせ」における売上金の不明金発覚問題につきましては、市の公の施設で発生した事案であり、重く受け止めるとともに、大変遺憾ではありますが、今月3日開催の行政常任委員会での報告のとおり、現時点では不確定な部分が多いことも事実であります。市民の皆様には、憤りや御心配をおかけしていることに対し、大変申し訳なく思っております。

現指定管理者である「株式会社熊野古道おわせ」に対しましては、徹底した事案の究明と報告を強く指示しておりますので、今後、調査が進展し、同社から報告があり次第、直ちに報告させていただきます。

次に、四大イベントに関しましては、本年度は尾鷲市市制施行70周年記念事業として、内容を充実させて実施いたしました。

新年度につきましては、それぞれの実行委員会をはじめとする関係者の皆様との連携を図りながら、尾鷲の夏の風物詩である「おわせ港まつり」、秋のイベントとして「全国尾鷲節コンクール」、第20回の記念大会となります「おわせ海・山ソーデーウォーク」、そして「尾鷲磯釣大会」と、本年度事業の問題点や課題の検証を進めながら、新たな工夫を加え、大会のさらなる魅力アップと、参加者及び来場者の満足度向上に努め、集客交流人口の増加につなげてまいります。

そして、本年5月4日には、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用し、一般社団法人全国哥麿会主催によるデコトライベントの開催が決定いたしました。地区住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、飲食、物販をはじめ、多くの皆様楽しんでいただけるイベントとなるよう、主催者をはじめ、尾鷲観光物産協会など関係機関との連携も図りながら、取組を進めております。

詳細につきましては、内容が決定次第、市民の皆様へ周知させていただきますので、多くの皆様の御来場をお待ちしております。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

私は市長就任時から、本事業を主要施策として推進してきており、その結果、これまでに全国の御寄附をいただいた皆様から寄せられた応援寄附金は総額 26 億円に達し、延べ 18 万 5,000 人を超える方々から応援をいただいております。これもひとえに、市内約 80 の返礼品出品事業者並びに関係機関の皆様の御尽力と御協力により達成できたものであり、改めてこの場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

この際、ふるさと納税事業がいかに尾鷲市の財政、地域経済に貢献しているか、口頭での説明とさせていただきますが、御理解賜りますればと存じております。

まず、応援寄附金約 26 億円のうち、50%の 13 億円が尾鷲市の正味の収入となっております。また、30%の 7 億 8,000 万円が出品事業者の収益となり、地域経済の活性化につながっているものでございます。

このように、ふるさと納税事業は、本市にとって重要な事業の一つとなっております。今後も引き続き、出品事業者の皆様と尾鷲市の魅力ある物づくりを推し進めるとともに、その魅力を全国へ情報発信し、ふるさと納税による商工振興を図ってまいります。

そして、さらなるふるさと納税事業の拡大を加速するため、令和 7 年度に「地域活性化企業人」を招聘し、本市が取り組む地域課題に対し、専門的なノウハウや知見を生かしながら、次のステージへとステップアップしてまいります。

また、ふるさと納税事業は、いかに御寄附をいただいた皆様に納得感や達成感を感じてもらえるかが大変重要であり、今後も、皆様からの共感と継続的な支援を得るために、本市が先駆的に取り組んでいる事業を積極的に発信し、尾鷲に思いを寄せる全国の尾鷲ファンを一人でも多くつくることで、さらなるふるさと納税からつながる関係人口づくりを推進してまいります。

次に、「ふるさと教育」・「尾鷲育」の推進についてであります。

本市の海、山、川、里などの、ほかにはない豊かな地域資源を活用した取組として、ふるさと教育や尾鷲育を実施してまいりました。児童・生徒は、自然や景観、歴史、伝統文化、さらには地場産業に触れ、実際に体験しながら学び、地域への愛着が深まるだけでなく、多様な価値観を理解し尊重する中で、自尊感情が育まれております。

こうした事業は、本市の教育において大変重要であることから、一部の学校で実施してまいりました自然を活用した尾鷲育を、さらに幅と深みを増すために、

民間の活力を大いに活用し、本市の全ての子供たちが平等にこの経験を享受できるよう、新年度から全校で実施することといたします。

また、近年、全国的に増加が問題となっている不登校に関しても、尾鷲中学校で実施しておりますコネクトルームや尾鷲教育支援センター・あおさぎ教室での対応をさらに充実させるとともに、それぞれの状況に合わせた対応を地域とも連携できるよう、事業を進めてまいります。

さらに、尾鷲節の歴史や文化を学ぶ活動や、防災教育、平和教育などを推進し、第7次尾鷲市総合計画におけるまちづくりの基本目標「郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」の実現のため、鋭意、事業を推進してまいります。

次に、ICT教育の推進であります。

本市では、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき、市内7か所の小中学校において、全ての児童・生徒に1人1台のパソコンを整備しました。この取組によって、児童・生徒は個別の学習進度に合わせた最適な学びを実現するとともに、協働的な学びも活発に実施され、その結果、児童・生徒は授業の中で、ICTを活用した様々な学習活動を実践することで、学びの充実が図られております。

教育現場において、タブレット端末やパソコンなどの情報機器はもはや欠かせないツールとなっており、学習の質を高め、学習環境を豊かにするために必要不可欠です。

一方で、導入から数年が経過したこれらの機器は、耐用年数を迎え、更新が不可欠な時期に差しかかっております。そのため、新年度には、児童・生徒用のパソコンと校務用パソコンの両方の更新を実施し、学習環境の充実や教職員の業務効率化も進め、より一層、教育の質を高めてまいります。

次に、学校給食に関する給食費無償化についてであります。

学校給食は、子供たちの心身の健全な成長を支え、食育を通じて、食への正しい理解などを育むことを目的として提供されております。

本市では、令和5年度から尾鷲中学校での給食が開始され、さらに、コロナ禍における物価高騰の影響を受けた保護者の負担を軽減するため、市内全小中学校の児童・生徒を対象に、給食費の無償化を行いました。この事業により、児童・生徒には、栄養バランスの取れた給食が平等に提供されるとともに、保護者にとっては、経済的負担などが軽減されました。

これらの取組は、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現を目指す上で重要な柱であると考えております。そのため、新年度においても、各種補

助金と一般財源とを拠出し、給食費完全無償化を継続実施いたします。

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市では、第2次尾鷲市教育ビジョンにおいて、「誰もがいつまでも健康で、学び、活躍し続けることができる環境づくり」を基本方針に掲げております。この考え方を基軸として、幅広い世代に対応した各種講座や市民サークルの活動支援、放課後等における子供たちの居場所づくりなど、事業の充実を図ってまいります。

まず、子育て世帯を対象として、地域の事業者や子育て支援団体などと連携して実施している子育てHAPPY DAYの継続開催については、ブラッシュアップを図り、本市における子育ての魅力を発信してまいります。

そして、人生100年時代にふさわしい多種多様な学習機会を提供していくため、郷土学講座や夜ヨガ、クリスマスコンサートなど、市民のニーズに応えた講座やイベントを実施するとともに、子供たちが自ら考える力や豊かな心を育む機会の充実に向け、中央公民館、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を生かした事業を進めるとともに、関係機関等とも連携を図りながら、さらなる生涯教育の充実を推進してまいります。

次に、国市浜公園整備事業の推進についてであります。

東紀州5市町で進めております広域ごみ処理施設の建設に伴う代替野球場及び避難施設整備を含む国市浜公園整備事業につきましては、国の交付金の活用を図りながら、鋭意、取組を進めているところであります。

昨年9月より建設工事が始まっている国市浜公園野球場につきましては、新年度中の完成を目指して現在工事を進めておりますが、野球場を除く部分の公園整備につきましても、今後、設計・積算を実施してまいります。また、避難路整備につきましては、本年度、設計・積算を実施してまいりましたが、設計を進めていく中で、仮設工事等に係る検討・調整に不測の日数を要したため、新年度に繰り越し、実施してまいります。

いずれにしましても、計画期間内での早期完成を目指し、進捗状況を踏まえた上で着実に工事を進めていくため、新年度中のしかるべき時期に、工事費の予算計上をさせていただきたいと考えております。

なお、本事業は、東紀州地域におけるスポーツ振興を通じた、本市が推進する集客交流人口の拡大につなげるための取組であります。これまでに本取組に共感、応援いただいた中部電力株式会社様、野球関係者様をはじめ、多くの方々より多

大な御支援をいただきましたこと、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。

今後も引き続き、応援していただいている皆様をはじめ、国等からいただいた支援を大切かつ有効に活用させていただきながら、公園整備を進めてまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備事業についてであります。

昨年９月に設計事業者を決定し、１０月の行政常任委員会において、事業者からの耐震補強についての評価や提案の報告、また、１２月の定例会において、パース図や平面図等の案を報告させていただきました。

今回の整備事業の特性は、体育文化会館を２層化し、１階に図書館を拡充し、市民の皆様が常にくつろげる「尾鷲市のリビングルーム」をコンセプトに実施いたします。また、中央公民館では現図書館を、「こどものリビングルーム」をコンセプトに、子供の居場所づくりとして改装いたします。

その際にいただいた委員の皆様からの御意見や、その後、施設利用者の皆様、関係機関等からいただいた御要望について、事業者と協議を重ねておりますが、要望等の精査・検討に相応の時間を要するため、設計事業の新年度への繰越しを行ってまいります。

今後につきましては、設計を完了した後、新年度のしかるべき時期に工事費の予算計上を行い、改修工事に着手し、令和８年度中の完成を目指してまいります。

引き続き、市民の皆様に快適なスポーツ環境や多様な生涯学習の機会を提供し、教養と健康づくりを推進するため、安全かつ安心して、生き生きと学び、活動を続けられる拠点施設を整備してまいります。

そして、現在、誰もが楽しめるスポーツの振興を目的として、令和８年度を始期とする「第２次尾鷲市スポーツ推進計画」の策定を検討している中で、国市浜公園野球場と体育文化会館という、新たに整備される二つのスポーツ拠点につきましても、各種イベントの開催や相互連携など、幅広い活用方法の検討を重ねてまいります。

次に、地域コミュニティの活性化についてであります。

人口減少が進む本市において、特に地区センター管内での人口減少が顕著であり、各地区における地区行事や祭り事などの存続に懸念を抱く状況が見られるなど、地域コミュニティをいかにして維持存続させていくかが、本市の大きな課題の一つとなっております。

私としましても、懇談会などを通じて各地区における状況を聞かせていただいております、その中で共通して感じていることは、地域コミュニティを担う人材と活動拠点となる場所がとても重要であるということでもあります。

そのためには、地域住民と共に知恵を出し合い、子供から高齢者までが集える「居場所づくり」をはじめ、そこでの活動を支える人づくりに取り組むとともに、コミュニティーセンターや廃校した小学校などの活用について、改めて検討してまいりたいと考えております。

また、その中で、地域おこし協力隊員や集落支援員をはじめとする新たな担い手が、地域の皆さんと一緒に地域課題を解決していく取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、水道料金の減免についてであります。

いつでも安定供給している水道は、市民の皆様の日常生活に直結し、その健康を守るために欠かせないものであります。

本市では、安全安心でおいしい水の安定供給と重要なライフラインの維持に必要となる、老朽化した施設や水道管の更新をするため、令和6年4月から水道料金を改定させていただき、市民の皆様の深い御理解の下、財源を確保しながら健全経営をしております。

一方で、全国的な物価高騰による御家庭への御負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、昨年令和6年5月から7月の水道基本料金の減免を実施し、市民の皆様や事業者から大変御評価いただきました。

このことから、新年度につきましても臨時交付金を活用し、水道の使用量が多くなる7月から9月までの3か月間の請求分の水道基本料金の減免を実施してまいりたいと考えております。

次に、DXの推進についてであります。

ここ最近では、生成AIなどの進歩が世界で脚光を浴び、国内でも様々な議論を呼んでいるところでありますが、デジタルテクノロジーは物すごいスピードで日々成長しており、それとともに社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの必要性は、ますます加速していると認識しております。

本市におきましても、2050年には本市の人口がおよそ半分となることが予測されており、生産年齢人口においてはさらに厳しい減少が予測されている中で、サービスや付加価値を維持し、さらなる住みやすさや今後の地域の発展を目指し

ていくためには、そのツールの一つとして、市の運営のみならず、地域全体のDXが大変重要であると考えております。

令和6年3月に策定いたしました本市「DX推進基本方針」及び「DX推進実施計画」に基づき、行政の効率化と市民サービスの向上を目指し、この1年では、庁内の業務効率化やオンライン申請の拡充、デジタル人材育成の強化など、基礎的なデジタル基盤を強化するものについて、確かな前進がありました。しかしながら、依然として多くの課題が残っている現状であり、今後も引き続きスピード感を持って取り組んでいく必要があります。

また、新年度におきましては、システムの標準化とガバメントクラウドへの移行が本格化し、大きな転換点を迎えます。これにより、地方自治体の業務基盤となっている、市民の皆様のデータを扱うシステムのほとんどが全国で統一化され、国が用意するガバメントクラウド上で運用されることとなります。

このこと自体が直接的に市民の皆様に与える効果として、お預かりしているデータや個人情報が高レベルのセキュリティーを持つ場所で守られることとなり、より安心していただけるようになることが一番の大きなところでありますが、これらはあくまで基盤の整備ということにとどまり、むしろ重要なのは今後であると考えております。

例えば、既にガバメントクラウド上でサービスが開始されている書かない窓口システムなどといったように、今後、様々なサービスがスピーディーにこの基盤上で展開されることが予想されており、費用対効果を検討しながら、市民の皆様にとって、より利便性の高いサービスを実現していくため、民間のデジタル専門人材などを活用しながら、市民サービスの向上を図ってまいります。

以上、私からの所信でございます。

議長（南靖久議員） ここで休憩をいたします。再開は11時20分からといたします。

〔休憩 午前11時06分〕

〔再開 午前11時17分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 続きまして、今回提案しております議案等について説明いたし

ます。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは、提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第 3 号から諮問第 2 号までの 39 件としております。その内訳といたしましては、条例の制定と一部改正及び条例の廃止が 18 件、予算関連が 10 件、その他が 9 件、諮問が 2 件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1 ページを御覧ください。

議案第 3 号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、仕事と育児・介護を両立できるよう、柔軟な働き方を実現する措置の拡充を図るため、条例を制定するものであります。

次に、4 ページを御覧ください。

議案第 4 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行（令和 7 年 6 月 1 日）に伴い、懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、関係条例の整理等を行い、所要の改正を一括整理条例案にて行うものであります。

次に、8 ページを御覧ください。

議案第 5 号「尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定について」につきましては、県が取り組んでおります、「みえ森と緑の県民税」の連携枠事業、すなわちライフラインを守る事前伐採事業について、本市が実施となることから、事業者に分担金を賦課するため、分担金徴収条例を制定するものであります。

次に、10 ページの議案第 6 号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条文の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12 ページの議案第 7 号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、法律の改正により、特定任期付職員に勤勉手当が支給されることに伴い、特定任期付職員業績手当が廃止となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、１４ページの議案第８号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市立とちのもり保育園の開園に伴い、同保育園で嘱託医及び嘱託歯科医の報酬について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、１６ページ、議案第９号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、人事院勧告に基づき、扶養手当や通勤手当、地域手当などを見直す法律が改正されたことにより、本市においても人事院勧告を遵守するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、５４ページを御覧ください。

議案第１０号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、職員と同様に人事院勧告に基づき、給料表の見直しや期末勤勉手当の支給割合の見直しなどをするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、７８ページを御覧ください。

議案第１１号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」につきましては、法律が改正されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員と同様に、暫定再任用職員にも住宅手当が支給対象となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、８０ページの議案第１２号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、道路交通法の改正により、運転免許証とマイナンバーカードとの連携が開始されることに伴い、所要の改正を行うとともに、令和８年度より、本市における軽自動車税種別割の納期限を現在の４月３０日から５月３１日に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、８２ページの議案第１３号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、栄養士法の改正が行われ、栄養士資格の取得がなくとも、管理栄養士の資格を取得することが可能となったことによる所要の改正と、また、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことによる、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に対する見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、８５ページの議案第１４号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、議案第１３号と同じく、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正され

たことによる、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に対する見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、８８ページの議案第１５号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」につきましては、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための尾鷲市災害弔慰金等支給審査委員会を置くため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９０ページの議案第１６号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団に特定の業務に従事する機能別消防団員を導入することに伴い、消防団員の種類、報酬等を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９２ページの議案第１７号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９４ページの議案第１８号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の勤務年数区分に新たに３５年以上の区分を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９６ページの議案第１９号「尾鷲市立幼稚園条例の廃止について」につきましては、現在、休園となっている尾鷲市立尾鷲幼稚園を廃園とするため、条例を廃止するものであります。

次に、９８ページの議案第２０号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止について」につきましては、本条例での宅地開発に関する諸規制が、宅地造成及び特定盛土等規制法での規制に集約され、規制強化が行われるとともに、三重県での一括許可事項となることから、条例を廃止するものであります。

次に、１００ページの議案第２１号「令和７年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から１０９ページの議案第３０号「令和６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第４号）の議決について」までの１０議案について、一括して説明いたします。

本市の財政状況は、令和５年度決算における経常収支比率が９４．３％と依然として高い水準にあるものの、一方で、国が定める健全化判断比率においては、

いずれの数値も早期健全化基準を下回っているほか、財政健全化の取組を着実に進めてきたことや、地方交付税の増額、ふるさと応援寄附金の増加などにより、令和５年度末の財政調整基金残高は、過去最高の約２４億８，５００万円となっております。

また、令和５年度末の地方債残高は約８３億４，０００万円で、前年度比６億１，８００万円の減少となり、８年連続での減少となりました。

このように、本市の財政状況は、ここ数年で着実に改善が進んでおり、現状においては比較的健全な状態であると判断しているところであります。

一方で、近年の物価高騰の影響は、人件費の上昇も含めて、財政運営の大きな負担となっているところであり、これらについては、地方交付税等において適切な算定がされるよう、国の動向を注視し、また、国に対する働きかけを継続していく必要があると考えているところであります。

令和７年度当初予算につきましては、市長の改選を控えた骨格予算ではありますが、経常的経費や計画を立て継続的に進めていく必要のある事業、特に国市浜公園野球場整備事業費や、先ほども触れました、人件費の上昇の影響等により、予算規模が大きくなっております。

しかしながら、国県補助金や有利な地方債の活用を図り、できる限り本市の実質的財政負担を軽減するなど、歳入歳出のバランスを考慮した上で、地域課題の解決をさらに推進していくことを念頭に置き、こどもの居場所づくり事業など子ども・子育て支援施策の充実、強化、地域コミュニティの活性化や脱炭素社会に向けた取組の継続をはじめ、第７次尾鷲市総合計画に掲げた施策を総合的に推進していくための予算編成を行ったところであります。

それでは、令和７年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の令和７年度当初予算主要事項説明の１ページを御覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比１３．０％増の１２１億４，１４２万４，０００円、特別会計の国民健康保険事業会計は１．２％減の２１億７，０８２万１，０００円、後期高齢者医療事業会計は２．９％増の７億３，２５０万３，０００円、企業会計においては、病院事業会計で０．７％増の５１億４，９４２万７，０００円、水道事業会計で７．４％減の９億４９１万７，０００円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比６．８％増の２１０億９，９０９万２，０００円とするものであります。

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2 ページを御覧ください。

1 款市税については、令和 6 年度に個人住民税の定額減税があったことなどから、市税全体として対前年度比 4.8% 増の 18 億 6,029 万 2,000 円を計上しております。

2 款地方譲与税については、森林環境譲与税の増額等により、9.3% 増の 1 億 149 万 8,000 円を計上しております。

3 款利子割交付金から 8 款環境性能割交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し、それぞれ計上したものであります。

9 款地方特例交付金については、令和 6 年度の個人住民税定額減税による減収補填の皆減により、5,790 万円減の 700 万円を計上しております。

10 款地方交付税については、令和 6 年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で 5,400 万円の増額、特別交付税では 4,640 万円の増額を見込み、地方交付税総額で 2.4% 増の 43 億 5,940 万円を計上しております。

12 款分担金及び負担金は、市営野球場解体工事負担金 9,250 万円の皆減などにより、63.0% 減の 5,509 万 7,000 円を計上しております。

13 款使用料及び手数料は、3.5% 減の 1 億 571 万 4,000 円。

14 款国庫支出金は、国市浜公園野球場建設工事に係る社会資本整備総合交付金 3 億 1,201 万 5,000 円の増額及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6,832 万 9,000 円の皆増などにより、36.2% 増の 17 億 2,756 万円を計上しております。

15 款県支出金は、参議院議員及び三重県知事選挙に係る選挙執行委託金 4,049 万 8,000 円の皆増などにより、15.1% 増の 6 億 9,134 万円を計上しております。

16 款財産収入は、立木売却収入 2,098 万 2,000 円の増額などにより、114.8% 増の 3,964 万 3,000 円。

17 款寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の 4 億円、地方創生応援寄附金を 200 万円と見込み、計上しております。

18 款繰入金、財政調整基金繰入金 6 億 60 万 9,000 円、ふるさと応援基金繰入金 3 億 6,939 万 7,000 円など、44.5% 増の 11 億 4,483 万 6,000 円を計上しております。

20 款諸収入、デジタル基盤改革支援補助金 7,107 万 9,000 円の増額などにより、53.1% 増の 2 億 1,744 万 3,000 円を計上しております。

21款市債は、多目的スポーツフィールド整備事業債2億6,850万円の増額などにより、56.0%増の9億5,490万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページを御覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比5.2%増の47億1,217万7,000円となっております。

まず、人件費は、主に人事院勧告による職員給与費の増加などにより、12.1%増の18億8,036万7,000円を計上しております。

扶助費は、制度改正による児童手当の増額などにより、3.9%増の18億9,625万3,000円を計上しております。

公債費は、4.3%減の9億3,555万7,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち、物件費は、標準準拠システム設計・開発業務委託料5,187万6,000円及び小中学校の1人1台端末購入費4,647万5,000円の皆増などにより、12.5%増の22億345万7,000円を計上しております。補助費等は、東紀州環境施設組合負担金1億3,854万5,000円の増額に加え、病院事業会計や水道事業会計等への負担金の増額などにより、23.9%増の19億6,404万6,000円を計上しております。積立金は、森林環境譲与税基金積立金1,704万9,000円の増額などにより、8.7%増の2億8,669万5,000円を計上しております。繰出金は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金1,243万3,000円の増額などにより、1.5%増の12億2,042万3,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、多目的スポーツフィールド整備事業5億9,663万円の増額などにより、76.1%増の12億9,795万5,000円を計上、単独事業費で、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業2,955万円の皆減及び斎場火葬炉改修工事請負費2,093万8,000円の減額などにより、19.0%減の3億872万4,000円を計上し、総額で41.8%増の16億7,751万3,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページを御覧ください。

メールシーラー保守業務委託をはじめ4件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

20 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険事業費納付金の減少見込みなどにより、対前年度比1.2%減の21億7,082万1,000円を計上しております。

21 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、2.9%増の7億3,250万3,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について説明いたします。

22 ページを御覧ください。

病院事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で40億6,628万円、支出で45億2,432万3,000円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で4億4,378万3,000円、支出で6億2,510万4,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,132万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万円及び過年度分損益勘定留保資金1億8,110万1,000円で補填するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間を令和8年度から令和11年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和8年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

23 ページを御覧ください。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入では5億7,717万5,000円、支出では5億1,690万9,000円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で6,384万5,000円、支出で3億2,774万2,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,389万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続きまして、令和6年度補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和6年度一般会計補正予算（第11号）主要事項説明の1ペ

ージを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で１億３,１１６万１,０００円を追加、国民健康保険事業会計で３,５３４万１,０００円を追加、後期高齢者医療事業会計で１,８２８万９,０００円を追加し、また、病院事業会計では、歳入で２億６,２２３万３,０００円、歳出で２,９８９万７,０００円をそれぞれ減額、水道事業会計では、歳入で８８２万５,０００円、歳出で１,１７０万９,０００円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を２１４億８,９８９万９,０００円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

２ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

１款市税８,６２２万９,０００円の増額は、市民税及び固定資産税等において、調定額が当初の見込みを上回ったことなどによるものであります。

２款地方譲与税６７４万円の増額は、森林環境譲与税の増額によるものであります。

１０款地方交付税１億２,５９６万４,０００円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税の追加交付があったことによるものであります。

１２款分担金及び負担金２,１９８万７,０００円の減額は、市営野球場解体工事負担金１,８５２万７,０００円の減額などによるものであります。

１４款国庫支出金７,９００万５,０００円の減額は、定額減税補足給付金の確定による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金７,１９７万６,０００円の減額などによるものであります。

１５款県支出金９２７万５,０００円の減額は、衆議院議員選挙執行委託金８７２万３,０００円の減額などによるものであります。

１７款寄附金１,４３０万円の増額は、地方創生応援寄附金として御寄附をいただいたものであります。

１８款繰入金１,８２３万６,０００円の増額は、前年度の精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金２,３５５万２,０００円の増額などによるものであります。

２０款諸収入１,６０８万９,０００円の減額は、デジタル基盤改革支援補助金２,５６５万３,０００円の減額などによるものであります。

２１款市債６００万円の増額は、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債１,４５０万円の増額のほか、過疎対策事業債ハード分の配分額増加及び起債対象事業費

の変更によるものであります。

次に、歳出であります。

3 ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんどでありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4 ページを御覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、会計年度職員に係る報酬の増額等により、5 8 万 9, 0 0 0 円の増額であります。

総務費の財産管理費では、基金積立金として、財政調整基金に 3 億 5, 4 4 0 万円、普通交付税の追加交付等により減債基金に 3, 2 2 8 万 6, 0 0 0 円、森林環境譲与税基金には譲与税の増額と事業費の減額に伴い 8 8 1 万 7, 0 0 0 円、地方創生拠点整備等基金積立金及びゼロカーボンシティ推進基金積立金には、いただいた地方創生応援寄附金をそれぞれ積み立てるものであります。

民生費の社会福祉総務費では、保険基盤安定繰出金等の額の確定により、国民健康保険事業特別会計繰出金 1, 2 5 1 万 3, 0 0 0 円の増額であります。

5 ページを御覧ください。

老人福祉費では、グループホームの非常用自家発電設備整備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 6 7 1 万 8, 0 0 0 円の追加であります。

児童措置費では、公定価格の引上げに伴う保育所等運営費、すなわち施設型給付費 4, 1 7 4 万 7, 0 0 0 円の増額であります。

生活保護施設事務費では、施設利用者の増加による救護施設委託事務費負担金 1 3 0 万円の増額であります。

6 ページを御覧ください。

衛生費の病院費では、特別交付税に算入されている周産期医療に要する経費が人事院勧告の影響により増加したことから、病院事業会計負担金 2 0 9 万 2, 0 0 0 円の増額であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

8 ページを御覧ください。

6 件の追加につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。変更の津波避難タワー整備事業につきましては、建設用地の境界確定

に時間を要したことから、年度内に実施できなくなった測量登記等業務委託を追加して繰り越すものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

変更9件につきましては、入札等による額の確定により、限度額を変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、3,534万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を22億8,060万6,000円とするものです。

歳入では、国民健康保険税2,108万6,000円の増額、保険基盤安定繰入金等の増加に伴う繰入金1,251万3,000円の増額が主なものであります。

歳出では、財政調整基金積立金3,613万4,000円の増額が主なものであります。

次に、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,828万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を7億3,629万4,000円とするものであります。

歳入では、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う繰入金446万3,000円の減額、療養給付費市町負担金の前年度精算に伴う諸収入2,355万2,000円の増額であります。

歳出では、広域連合負担金526万3,000円の減額、諸支出金は療養給付費市町負担金の前年度精算金2,355万2,000円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

11ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出のうち収入では、入院患者数の減少等により、医業収益で2億5,405万4,000円を減額するものであります。医業外収益は、周産期医療において特別交付税の増額に伴う一般会計負担金の増などにより、422万1,000円を増額するものであります。

支出では、医業費用において、年度末の精査により給与費1,750万7,000円を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、医療機器整備事業債の減額により、企業債1,240万円を減額するものであります。

支出では、入札による医療機器購入費の減額等により、建設改良費 1,250 万 7,000 円を減額するものであります。

続きまして、12 ページを御覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が公園及び墓地等無収給水使用量に対する一般会計負担金の増額により 10 万 3,000 円増額するものであります。営業外収益は、企業債の借入額確定に伴う簡易水道企業債利子等に対する一般会計補助金 23 万 1,000 円の減額及び簡易水道建設改良企業債償還負担金である資本費繰入収益 42 万 1,000 円の減額により、65 万 2,000 円を減額するものであります。

支出では、営業費用が、額の確定による委託料等の減額により 268 万 2,000 円の減額、営業外費用は、営業費用の減額等に伴う仮払消費税額の減による消費税納付額の増額等により 116 万 9,000 円を増額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、布設替え工事に際し交換する消火栓設置費用に対する一般会計負担金、三重県橋梁工事に伴う配水管仮設工事負担金及び建設改良費の減額に伴う企業債のそれぞれの減額により、920 万 6,000 円を減額するものであります。

支出では、建設改良費の工事費等の確定により、1,019 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、110 ページを御覧ください。

議案第 31 号「第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」につきましては、令和 2 年度に策定した第 2 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画が計画期間の終了を迎えることから、新たに令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」を策定したいので、尾鷲市議会基本条例第 9 条第 3 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、111 ページ、112 ページを御覧ください。

議案第 32 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」と議案第 33 号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきましては、公の施設管理の指定管理を行うに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

各議案に係る指定管理者と指定期間につきましては、議案第 32 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」は、指定管理者を三重交通株式会

社とし、指定の期間を令和８年３月３１日までの１年間とするものであります。
議案第３３号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」
につきましては、指定管理者を一般社団法人OMOTENASIとし、指定の期
間を令和１０年３月３１日までの３年間と指定するものであります。

次に、１１３ページを御覧ください。

議案第３４号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、宅地開発に伴
い設置された道路の１路線を新たに市道路線として認定を行うに当たり、道路法
第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、１１５ページを御覧ください。

議案第３５号「尾鷲市道路線の変更について」につきましては、道路台帳更新
業務における変更が２件、道路用地の寄附に伴う変更が１件、それぞれ市道路線
の起点または終点を変更いたしたく、道路法第１０条第２項の規定により、議会
の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第３号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に
係る関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第３５号「尾鷲市道
路線の変更について」までの３３議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 長時間にわたる所信表明及び提案理由の説明、御苦労さまでご
ざいました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第３６、議案第３６号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」か
ら日程第３９、議案第３９号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ま
での計４議案を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題となりました４議案につきまして、提案理由の説
明を求めますが、ここで間もなく正午の時報にかかると思いますので、少し休憩
をいたします。

〔休憩 午前１１時５７分〕

〔再開 午後 ０時００分〕

議長（南靖久議員） 再開いたします。

それでは、４議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第３６号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」から議案第３９号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの４議案について説明いたします。

議案書の１１９ページを御覧ください。

議案第３６号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本市の公平委員会委員は３人の委員で構成されており、そのうち中島博子氏が本年３月３１日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、１２１ページの議案第３７号から議案第３９号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、本市の固定資産評価委員会の委員は、固定資産の評価について学識経験を有する３人の委員で構成されており、その３人の委員の任期が本年３月３１日をもって任期満了となりますが、現委員であります、植松顯哉氏、北村綾子氏、丸林克彦氏を引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第３６号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」から議案第３９号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの４議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております４議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっておりま
す4議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第36、議案第36号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」
を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決
しました。

次に、日程第37、議案第37号「固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決
しました。

次に、日程第38、議案第38号「固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決
しました。

次に、日程第39、議案第39号「固定資産評価審査委員会委員の選任につい
て」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３９号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第４０、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第４１、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問２件を一括議題といたします。

事務局長をして、諮問の朗読をいたさせます。

(事務局長 朗読)

議長（南靖久議員） ただいま議題となりました諮問２件につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、諮問第１号及び諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案書の１２７ページを御覧ください。

諮問第１号及び諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、本市の人権擁護委員は７人の委員で構成されており、そのうち村島正記氏と貝川淳子氏が本年６月３０日に任期満了となることから、新たに大川太氏を人権擁護委員に推薦するとともに、貝川淳子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものであり、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第１号及び諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問２件につきましては、人事案件でもあり、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問２件につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第４０、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第１号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第４１、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第２号は原案のとおり同意することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日２月２６日から３月２日までを休会とし、３月３日月曜日午前１０時より本会議を開きますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 ０時０９分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 中 村 文 子

署 名 議 員 岩 澤 宣 之